

日 銀 業 第 4 7 6 号  
2 0 2 2 年 1 0 月 2 5 日

日 銀 ネット 利 用 先  
日 銀 ネット 利 用 金 融 機 関 等 御 中

日 本 銀 行

「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則（共通事務）」の一部改正  
に関する件

2022年11月2日限りで全国の手形交換所における交換決済業務が終了するとともに、2022年11月4日をもって一般社団法人全国銀行協会が電子交換所における交換決済業務を開始することに伴い、標記規程の一部を別紙のとおり改正し、2022年11月4日から実施することとしましたので、通知します。

以 上

「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則（共通事務）」中一部改正

- 第1編Ⅱ. 2. (2) の(表3)を横線のとおり改める。

(表3) 日銀ネットの共通運営事務に関する日銀ネット主管店等<sup>(注)</sup>への届出等一覧

項 目	内 容 等	備 考
金融機関等名称、店舗名称等の変更に関する届出	次の事項に変更が生じる場合 ① } ② } 略(不変) ③ } ④手形電子交換所への加盟その他日銀ネットの利用に影響を与える事項	
以下略(不変)		

(注) 略(不変)

- 第1編Ⅴ. 1. の(日本銀行本店を日銀ネット主管店とする利用先)を横線のとおり改める。

(日本銀行本店を日銀ネット主管店とする利用先)

午前

7 : 30 [センターとの接続処理開始]

略(不変)
-------

(注) 略(不変)

[端末操作手順：第3編参照]

∩

略(不変)

∩

午前

11 : 00 [個人向け国債の中途換金にかかる売渡]

略(不変)
-------

↓

午後

~~0 : 30 [手形交換戻決済]~~

~~○ 日本銀行は、手形交換戻決済にかかる当座勘定の入金または引落を行います。~~

↓

午後

1 : 00 [払出先種別または受入先種別が供託口である元利払対象銘柄にかかる国債振替決済関係事務に関する電文の送信締切]

略（不変）

∫

略（不変）

∫

午後

3 : 00 [外国為替円決済制度関係事務に関するコアタイムの終了]

略（不変）

[手形交換戻決済]

○ 日本銀行は、手形交換戻決済にかかる当座勘定の入金または引落を行います。

以下略（不変）

○ 第1編V. 1. の（日本銀行支店を日銀ネット主管店とする利用先）を横線のとおり改める。

（日本銀行支店を日銀ネット主管店とする利用先）

午前

7 : 30 [センターとの接続処理開始]

略（不変）

（注）略（不変）

[端末操作手順：第3編参照]

∫

略（不変）

∫

午前

11:00 [個人向け国債の中途換金にかかる売渡]

略（不変）

↓

午後

~~0:30 [手形交換戻決済]~~

~~○日本銀行は、手形交換戻決済にかかる当座勘定の入金または引落を行います。~~

↓

以下略（不変）